

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32683

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730411

研究課題名(和文) 近現代日本における子ども・教育を鍵とする社会像の再検討：揺らぎの事例を中心に

研究課題名(英文) Are Children and Childhood Education Keys to Our Society's Future?: Reexamining the Predominant Discourse by Analyzing Different Discourses in Pre-war Japan

研究代表者

元森 絵里子 (MOTOMORI, Eriko)

明治学院大学・社会学部・准教授

研究者番号：60549137

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：子どもとその教育が社会の存立に関わるという日常知がある。社会学も「社会化」などの形で理論的前提としてきた。だが、この感覚は自明の真理だろうか。本研究は、そこから外れる事例を基にこの支配的イメージを問い直し、社会学と子ども研究双方への理論的貢献を目指したものである。最初の3年間で、戦前期において、上記イメージが教育制度において成立すると同時に別の年少者像もあったことを、工場法や少年法、未成年者飲酒禁止法などの年少者保護法の制定過程の記録の分析から具体的に描いた。最終年度で、言説研究と子ども研究を参考にして理論枠組みを構築し、戦時中や現代の状況の調査と合わせて、日常知を相対化する社会記述を試みた。

研究成果の概要(英文)：Children and childhood education are believed to be keys to our society. The sociological concept of "socialization" also uses this belief as its theoretical assumption. However, is this image of children a self-evident truth? I rethought the predominant discourse--by analyzing other discourses--to contribute to both sociology and child studies. In the first three years of this research period, I read the proceedings of the enactment of certain juvenile protection laws--such as the Factory Act, Juvenile Act, and Act for Prohibiting Minors from Drinking in prewar Japan--to find images of the youth that were different from the prevalent ones mentioned above and that were reflected in the educational system in the same period. In the final year, I attempted to draw a different picture of children and society to challenge our common conceptions as well as the dominant academic assumption by conceiving a suitable framework through examining theories on discourse analysis and child studies.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：教育社会学 歴史社会学 子ども論 教育システム 社会科 年少者保護法 言説 社会教育

1. 研究開始当初の背景

(1)「子ども」への信念とその揺らぎの感覚：「子ども」の歴史性と社会性の記述の必要性
「子ども」とその教育が重要であり、社会の存立に関係しているという感覚は、教育分野等における日常的な直観であるのみならず、社会学においても、子ども期の「社会化 socialization」概念を社会の存立のカギの1つとするという形で前提とされてきた。

しかし、消費社会・情報社会における子ども向け/大人向けの商品・情報の区分の曖昧化や、1990年代後半以降の少年法改正論議や若者の自立問題を通して、「子ども/大人」の境界への懐疑も生じていた。2000年代には、格差論が興隆し、教育が社会に果たす役割も問われていた。

このような状況の中、「子ども」や教育と社会なるものの結びつきの感覚とその揺らぎを、歴史的な文脈に位置づけ、その延長線上に現代の言説状況を描き出す作業 言い換えれば、「子ども」をめぐる諸観念の歴史性と社会性を明らかにすることは、喫緊の課題と思われた。

(2)素朴な相対主義の乗り越え：社会学的記述の方法論の必要性

子どもや教育に関わる領域は、それらが重要であるということをも前提として構築されているが、その前提自体が歴史的・社会的なものである以上、それは問い直されるべきである。しかし、ただ「相対化」を叫んでも、すでにその前提を制度として組み込んで動いている現場には届かない。現場の視点(一次観察)に立った教育諸学に対して、教育の正統性が問われ、「子ども」とは何かが問われているとはいかなることかを、社会学という二次観察の視点から明らかにすることで、現場の問題や実践を考える客観的かつ理論的な基盤を提供する必要があると考えられた。

この作業は、社会学それ自体の理論的発展のためにも必要と思われた。教育社会学が教育学と社会学の挟間に位置してきた経緯もあり、「再帰性」「内部観察」などの社会記述をめぐる諸理論が発展してきた社会学において、子どもや教育・社会化をめぐる議論は(実践的な関心に基づく膨大な実証研究を除けば)手薄な領域となっている。「子ども」・教育という切り口から社会理論の前提を問い直し、社会記述のあり方を考えていくことは、社会学の死角を埋めるものとしても、重要な作業であった。

(3)本研究課題期間の焦点

このような学術的背景と動機に基づき、研究代表者は、大学院生時代から日本学術振興会特別研究員を経て現職に至るまで、一貫して研究を進めてきた。本課題申請時点までは特に、子どもとされる側の言説資料(作文等)と大人とされる側の資料(政策文書や論壇や

アカデミズムの言説等)の収集、分析を行っていた。フーコーやルーマンといった社会学者の枠組みを応用しつつ、「子ども」を上述の形で語っていく語り口の成立から揺らぎまでの歴史を描き出した成果を、2009年10月に『「子ども」語りの社会学：近現代日本における教育言説の歴史』として上梓したところであった。

これらの進展を受け、さらにこの語り口を絶対化しないために、揺らぎの事例や逸脱する言説などの分析を行うことが、刻一刻と変化する現代の分析のために喫緊の課題と思われた。

2. 研究の目的

(1)主目的

本研究は、「子ども」とその教育が社会の存立に関わるという、日常知のみならず社会学も前提としてきた感覚の成立と展開を社会学的に分析するものである。様々な水準で人々が年少者を語る一次資料を収集し、歴史社会学や現代社会論の視角や方法論により分析することで、この感覚が歴史的にいかんして立ち現れ(歴史性)、今現在いかんして問い直されながら流通し続けているのか(社会性)を明らかにする。

(2)本研究期間の目的

本研究期間では、特に揺らぎ、逸脱と見える事例を扱い、上記(1)に述べた感覚の成立から揺らぎへという歴史を、それに回収されない事例も含む厚みを持ったものとして描き直すことを中心的に行うこととした。具体的には、戦時動員、社会教育から生涯学習へ、教育と労働の移行(トランジション)など、教育的な「子ども」言説との境界に位置する事例を考えていた。そこから、現代の状況を逆照射することを試みた。

3. 研究の方法

(1)多様な年少者像の言説資料や事例の収集・分析

年少者に対する様々な語り方を、具体的な資料分析や事例研究から明らかにする。教育システムにおける語り口の歴史の変遷については、前述のように申請以前の段階である程度の見通しがあったため、それが揺らぐときや、それと別の社会システムの年少者像と対立したり調整されたりする局面を見ることに主眼を置くことにした。

特に、戦前から戦時期の歴史的分析に力を入れつつ、その成果によって、1980年代以降の現代的状況を逆照射することを試みた。具体的には、以下の5つの切り口で、同時並行で作業を行った。

教育制度成立期において、年少者がどう意味づけられていったのかを、身体や制度といった次元に注目して再度検討し、申請時以前の分析を補強する。これは、以下の分析の前提ともなる。

年少者保護の法制度の成立過程を記した資料から、推進派と反対派の攻防を追い、「子ども」についての感覚が成立・制度化する時期に、別の年少者の意味論があったのか、それと「子ども」についての感覚がどう調停されたのか/されなかったのかを検討する。

総力戦期の戦時動員や疎開の過程において、ある程度確立されていた年少者像が、逼迫する戦況下で組み直されていく過程を、度重なる法や通達から検討する。

通俗教育・社会教育と呼ばれる事例の草創期を見ることで、「子ども」ではない人たちの教育がどう語られているかを検討する。

現代のキャリア教育、生涯学習の事例を検討する。言説資料に加え、関係者へのインタビュー調査も行う。

(2)分析枠組みの構築

以上の個別作業と並行し、歴史記述や社会記述に関する先行研究を元に理論的な枠組みを構築し、理論と実証を相補的に洗練させていくことを試みた。

言説の構築性を視野に入れた、フーコー以降のポスト構造主義やルーマンらの社会システム論などの社会理論を参照することで、「子ども」についての歴史社会学的考察の方法論について検討する。

「子ども」に関する本質主義的な視点を相対化するために、バトラーやハッキング、ラトゥールなど、ジェンダーや科学社会学における構築主義的な議論や本質主義との論争を検討し、子ども研究への応用可能性を考える。

日本であまり紹介されていない、ヨーロッパ圏の子ども社会学のここ 20 年の展開をフォローし、その可能性と限界を整理する。

4. 研究成果

(1)教育制度確立期の「子ども」の意味論における「発達する身体」の構築性の分析

「子ども」と教育に関する言説の歴史性・構築性を問題とすると、必ずついて回るのが、「発達」にまつわる本質主義である。相対的に歳が若く身体が小さい者がいるという事実（身体の物質性・事実性）を、「発達する身体」という意味論が発達統計なども取り込みつつあたかも客観的事実かのように取り巻いていく様を、教育制度の確立期の諸文書（『明治以降教育制度発達史』所収）から読み解いていく作業を行った。

それを学会や研究会で報告することで、「子ども」をめぐる単なる相対主義にとどまらない現実的な理論を洗練させるとともに、実践的立場の研究者との意見交換を行った。

【雑誌論文、学会発表 ほか】

(2)年少者保護の諸制度の制定・改定に見る年少者の意味論の衝突過程の分析

年少者保護の法制度の制定・改定にかかわる諸文書や、議会議事録等の分析を行った。

当初の予定では、教育と労働の移行（トランジション）関係の成立を工場法制定過程から追うつもりであったが、その途上で、年少者保護制度の推進派が教育的な子ども観を法制度制定の根拠として述べるのに対し、まったく違う意味論で年少者を見つめる論者たちが反論し制定に時間がかかるといったことが、複数の制度で異なった形で繰り返されていることがわかった。そのため、当初の予定よりこの点の分析を手厚くすることとし、工場法、少年法、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、公娼制度、普通選挙法等の成立過程を記した議事録やそれにまつわる論争の検討を行った。それにより、「子ども」と教育が大切で「社会」の鍵であるという意味論が、決して一枚岩に誕生して広まったわけではないこと、法制度が確立されても別の意味論は残り続けたことを多角的に明らかにでき、(4)で述べる枠組みの構築に大いに寄与した。

以下の4点については論文等として発表することができた。

工場法：児童労働の禁止を定めるにあたり、年少者をマンパワーとして使役した方が利益が上がるという論理が平然と用いられていた時期があること、制度が成立するのは資本主義の発展で年少者が不要になったからである可能性が高いこと、その証拠として10代については議論が難航したことを明らかにした。

未成年者飲酒禁止法：発達の保護と教育のための禁酒という法案が、飲んで一人前という意味論や、酒税徴集に影響を与える、労働の再生産に逆効果といった現実論の前に難航したこと、法が制定されてもこれらの別の意味論がなくなったわけでもなく、改定議論でも蒸し返されるほどであったことを明らかにした。

公娼制：そもそも年少者保護の法ではなく、人身売買を禁止するための娼妓登録制において年齢規定が付随しただけであったこと、廃娼・存娼の議論においても、体面や良家の子女の保護が重要であり、本質的に買われる少女たちのことは無視され、買う側の欲望は肯定されていたことを明らかにした。

少年法：他の例のような別の意味論は前面には出てこなかったが、保護か責任かを揺れる議論の様子が、尊重か統制かを揺れる教育論とパラレルであることを発見することができ、「子ども」をめぐる教育的意味論からこぼれ落ちた層を類似の論理で処遇する諸制度の一大複合体ができあがったという仮説を立てることができた。また、ここから、少年法改正に見られる昨今の「子ども」への不安言説へのインプリケーションを導き出すことができた。

【雑誌論文、学会発表、図書 ほか】

(3)戦時期における「子ども」の意味論の揺

らぎの分析

いったん確立した「子ども」と教育に関する言説が、目に見えて揺らいだ1つの事例が戦時期の勤労働員と疎開である。「発達する身体の保護」や「自発性を尊重した教育」といった意味論が、戦時体制下、マンパワーが必要であったり、マンパワーになれない存在が足手まといとなったりといった現実とぶつかる中で、学年単位での動員・疎開が決定されていく。その命の選別にも等しい過程の分析から、(1)同様に「子ども」の事実性と意味論の関係性を考えた。また、同時に、一度確立したイメージの揺らぎの事例から、同様に揺らぎが騒がれている現代へのインプリケーションを得ようと試みた。

取り組んでみた結果、「発達」に関する意味論を手放せないまま、(2)で見た年少者保護の意味論と他の意味論の調整過程を逆巻きにするような中等教育学徒の動員計画の様相、動員を断念され集団で遠ざけられる小学3~6年、絶対的な足手まといとして取扱いに困られ家族に任せられる小2以下と選別されていく過程が見えてきた。

さらに個別の通達の成立背景にかかわる一次資料を収集し、現代へのインプリケーションを視野に入れつつ分析を深めていく作業の基盤づくりができた。

【学会発表 ほか】

(4)「子ども」・教育に関する言説の一枚岩でなさの記述・異種混淆の社会理論の応用

史料・事例分析に並行して、フーコー以降のポスト構造主義、ルーマンらの社会システム論、バトラーやハッキングなどの構築主義をめぐる議論、ラトゥールのアクターネットワーク理論、プロウトを主とする英語圏の子ども社会学の動向を検討し、「子ども」という対象に即した歴史社会学の視角を検討した。

学会発表や日本国内の研究への書評をきっかけとした諸研究者との応答によって枠組みを練り上げ、(1)(2)の成果と共に、現在単著『語られない「子ども」の近代：年少者保護制度の歴史社会学』（勁草書房、近刊）の刊行を準備している。

アラン・プロウトの子ども社会学：特に、プロウトについては、子ども社会学の重要人物であり2005年の時点で重要な著作を発表しているにもかかわらず、日本で受容されてこなかった経緯があるため、当人へのインタビューを行ったほか、子ども社会学者との研究会を数回行い、翻訳・解説を視野に入れた詳細な読解作業を実施した。

「子ども」の身体の構築性の分析枠組み：(2)(3)の知見から、年少者の身体が有用だと別の論理にとって感じられなくなったときに、「発達する身体」という意味論が受け入れられるという仮説を立て、「発達」という意味論を相対化しつつ、素朴唯名論に陥らないで年少者の身体の物質性を取り扱う分析

視角を採用した。ジェンダー（女／男）にまつわる議論と、子ども／大人の議論の異同の検討なども行ってきた。

【学会発表 ほか】

(5)「大人」の教育・学習の意味論の分析

「子ども」と教育の結びつきを相対化すると考えられる、「大人」の教育・学習（通俗教育、社会教育、生涯学習）の制度史や事例研究を行った。

社会教育の誕生：社会教育誕生期の制度史を検討することで、「子ども」の教育が重要であるという意味論とは別に、「大人」も啓蒙する必要があった事実と、そこで議論される年少者／年長者に関する教育言説とは異なった意味論を分析している。本研究は、(2)が当初予定より大きなウェイトを占めたことにより着手が遅れ、作業途上であるが、(2)を経由したことで当初より深い分析が期待できる。

生涯学習論への転換：60,70年代に登場した生涯学習という子どもと大人を横断するような議論から年少者／年長者に対する意味論を明らかにすると同時に、その現実を見るために、カルチャーセンターの歴史と受講生インタビューを行った。

【図書 ほか】

(6)等閑視された配分問題の検討への着手

「子ども」や教育の役割については、ここまで述べてきたように、「社会」の存立とも結びつくような道徳的な語り口（社会化問題）が主流であった。歴史的には、(1)(2)で見たように、学校教育に包摂されない貧困層の子どもたちに別様の意味論が重ねられたが、戦後社会においてその歴史は忘却されてきた。

当初、本研究は、教育と労働の移行（トランジション）関係の変遷を見るために、戦後の経済界の教育提言からキャリア教育の推奨に至る言説の分析として企画されていた。しかし、研究の進展とともに、なぜ貧困・格差の問題（配分問題）が忘れられ、(2)で明らかになったような別様の意味論が表面上語られなくなったのかの分析として位置づけ直されることとなった。現在も、枠組みを模索しつつ資料の収集・分析を行っている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計8件)

元森絵里子、「原田彰・望月重信編『子ども社会学への招待』（書評）」、『子ども社会学研究』19: 187-190、2013年、査読無

元森絵里子、「自由意志なき性的な身体：戦前期日本の公娼制問題における「子ども」論の欠如」、『明治学院大学社会学・社会福祉

学研究』139: 143-181、2013年、査読無
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1422>

元森絵里子、「住田正樹・高島秀樹編著『子どもの発達社会学 教育社会学入門』(書評)」、『子ども社会研究』18: 84-86、2012年、査読無

元森絵里子、「『子ども』は実体が構築かという問いをめぐる：『明治以降教育制度発達史』を事例とした子どもと教育の社会学の視角についての一考察」、『社会学評論』63(1): 124-135、2012年、査読有
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/63/1/63_124/article/-char/ja/

元森絵里子、「『子ども』と責任の歴史社会学：教育の『子ども』・少年司法の『子ども』」、『教育社会学研究』90: 25-41、2012年、査読無
https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/90/0/90_25/article/-char/ja/

元森絵里子、「フィクションとしての『未成年』：未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども/大人区分の複層性」、『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』138: 13-67、2012年、査読無
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1131>

元森絵里子、「今津孝次郎・樋田大二郎[編]『続・教育言説をどう読むか-教育を語ることばから教育を問い直す-』(書評)」、『教育社会学研究』88: 305-307、2011年、査読無
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008673113>

元森絵里子、「労働力から『児童』へ：工場法成立過程からとらえ直す教育的子ども観とトランジションの成立」、『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』136: 27-67、2011年、査読無
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1052>

〔学会発表〕(計5件)

元森絵里子、「実体？虚構？無垢な被害者？小さな大人？：戦時動員と疎開に見る『子ども』という制度の社会的考察・試論」、戦前・戦時の教育、子ども・青年の生活に関するシンポジウム(マンチェスター大学主催) 京都大学(京都府)

元森絵里子、「『子ども』の歴史をどう見るか：子ども/大人の複層性・身体の実体性/構築性」、日本子ども社会学会、2013年6月29日、関西学院大学(兵庫県)

元森絵里子、「なぜ『お酒は20歳になって

から』なのか？：『未成年者飲酒禁止法』制定過程から『子ども/大人』を考える」、日本教育社会学会、2012年10月27日、同志社大学(京都府)

元森絵里子、「『子ども社会』とは何か』の歴史社会学」、日本子ども社会学会、2011年7月2日、明星大学(東京都)

元森絵里子、「子どもの身体の発見と<トランジション>の成立：小学校令および工場法の成立過程から、日本教育社会学会、2010年9月18日、関西大学(大阪府)

〔図書〕(計2件)

ほろよいブックス編集部編、社会評論社、『ほろよいブックス酒読み：文学と歴史で読むお酒』、2012年、pp.189-203.

遠藤知己編、せりか書房、『フラットカルチャー：現代日本の社会学』、2010年、pp.179-187/240-247.

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.geocities.jp/emotomori/writings.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

元森絵里子(MOTOMORI, Eriko)

明治学院大学・社会学部社会学科・准教授

研究者番号：60549137